

大阪市指令福祉船分第 127 号

平成 28 年 12 月 28 日

社会福祉法人大阪ボランティア協会

理事長 牧里 每治 様

大阪市長 吉村 洋文

(担当: 福祉局総務部総務課 (法人監理))



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号
に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成 28 年 12 月 28 日から平成 33 年 12 月 27 日まで

(発行日から 5 年間)